

平成 25 年第 3 回定例会 社会問題対策特別委員会

平成 25 年 12 月 13 日

谷口委員

今日は 1 点、保育関係の人材の確保や育成についてお伺いしていきたいと思っております。

先般の本会議でも、我が会派の赤井議員が潜在保育士について質問をしたところでもありますけれども、他にも今回新しい制度が始まるということで、現場からの声もいろいろ伺っておりますので、そうしたことを踏まえながら質問していきたいと思っております。

最初に、保育士の資格制度の概要、それから現在の保育士数と、実際に就労されている保育士の数はどれくらいなのか、全国と本県に分けてお答えいただければと存じます。

次世代育成課長

保育士資格は、厚生労働省が指定する保育士養成校を卒業するか、保育士試験に合格することによって取得できます。資格取得をした後、都道府県に登録することによって保育士としての業務に従事できるということになっております。

登録保育士数と就業中の保育士数につきましては、全国と本県の比較ができる数字が少し古くなりますが、まず、登録保育士数につきましては、平成 24 年 4 月 1 日時点でございますが、全国で 112 万 5,721 人、本県内では 6 万 6,947 人となっております。

就業保育士数につきましては、平成 23 年 10 月 1 日時点の数字となりますが、全国で 37 万 7,792 人、県内では 1 万 9,780 人となっております。

谷口委員

そうすると、本県でいうと約 6 万人の方が登録されていて、実際に就業されているのは 3 分の 1 弱ですかね。そういう中で、赤井議員からも質問がありまして、知事の方から来年 1 月に保育士・保育所支援センターを立ち上げるという答弁がありましたけれども、具体的にどこで、どの程度やるのか、それと概要についてもう一度教えてください。

次世代育成課長

この保育士・保育所支援センターは、今年 2 月に国が保育士確保対策の一環として安心こども基金を活用した新たな事業として提示したものでございます。このセンターにつきましては、かながわ県民センター 13 階において、神奈川県社会福祉協議会が現在県から委託を受けて運営しております福祉人材センターに併設する形を予定しております。

この福祉人材センターでは、既に無料職業紹介の認可を受けておりまして、全国社会福祉協議会が整備しております福祉人材の求人求職情報のシステムを導入しておりまして、これらを活用できるよう開設準備を進めたいというふうに考えております。

運営につきましては、福祉人材センターと同様、月曜日から土曜日まで、毎日9時から17時を予定しているところでございます。

谷口委員

今の御答弁の中で、安心こども基金を活用しているというお話がありましたけれども、そうすると、これは基金がなくなると、このセンターの事業はできなくなるということですか。

次世代育成課長

私ども、国に確認しておりますところでは、この事業は先ほど資料で御説明させていただきました待機児童解消加速化プランのメニューに位置付けておりまして、もし基金の財源が終わった場合には、別の財源で国は手当てをしていくと、そのように国の方から説明を受けております。

谷口委員

別の財源というのは、ほぼ信頼していいような、ちゃんと確保しているということをきっちりと約束してくれているのですか。

次世代育成課長

国では、今年10月に保育士の総合的な確保対策というものも公表しておりまして、その中心にこの保育士・保育所支援センターを各都道府県に設置することを前提とした枠組みを示してございます。この保育士・保育所支援センターにつきましては、待機児童解消加速化プランにおいて、保育士確保対策のコアをなすものというふうに位置付けているという説明を受けているところでございます。

谷口委員

では、ある程度安心いたしました。

先ほどの質問にもありましたけれども、このセンターの運営で、アンケート調査を今回やるということで、そうしたアンケート調査の成果とか結果を、きちっと反映させて運営していくということが大事だと思うんですけども、その辺についてはいかがでしょうか。

次世代育成課長

まず、今回調査をいたしますと、潜在保育士の方で保育現場に復帰したいという意向をお持ちの方も把握されると思いますので、このセンターの運営の中で、条件に合った保育所の求人を紹介するなど、復帰支援に努めたいというふうに考えております。

同時に、アンケート調査を通じまして、すぐに復帰はできないけれども、例えばお子さんが小学校に入学したらとか、介護が一段落したらという条件が整ったら復帰したいという御意向の方も把握されるのではないかと思います。

こういったお気持ちをお持ちの方には、引き続きつながりを保って、条件が整ったら速やかに復帰していただけるような働き掛けを続けていくとよろしいのかなというふうに考えておりまして、何か潜在保育士のデータベースのようなものを作って、定期的な情報提供などを行っていくことができないか、そういったことも検討させていただいているところです。

谷口委員

アンケートの方も緻密にやっていただいて、また、しっかりと反映して運営していただきたいと思います。

もう1点、新制度の下で、新たに幼保連携型の認定こども園には、幼稚園教諭の資格と保育士資格の両方を持った、いわゆる保育教諭が必要になるわけですが、県内でどちらかしか持っていない方というのは、大体どれくらいいらっしゃるのかお伺いします。

子ども・子育て支援制度準備担当課長

新制度では、認定こども園法が改正されまして、幼稚園教諭の免許と保育士資格の両方を有する保育教諭を配置することが義務付けられております。

国の調査によりますと、県内の保育士、幼稚園教諭のうち片方の資格・免許しか持っていない方の割合は、県内で就業中の保育士、幼稚園教諭については、いずれも約30%となっております。

谷口委員

保育士で教諭の資格を持っていない方と、教諭で保育士の資格を持っていない方の内訳は分かりますか。

子ども・子育て支援制度準備担当課長

今、いずれも約30%と申し上げましたけれども、この割合を使って国が人数を推計しております。それによりますと、本県で就業中の保育士のうち、保育士資格のみをお持ちの方、つまり幼稚園資格を持っていない方は約7,300人、幼稚園教諭のうち幼稚園教諭の免許のみをお持ちの方、つまり保育士資格を持っていらっしゃらない方は、約2,500人という推計となっております。

谷口委員

それで、仮に平成27年度から新たな制度がスタートしたとすると、認定こども園の場合は、5年間で両方の資格を取らないと、仕事を続けられない、こういう制度になっているわけですが、つまり、平成31年度末ですから、平成32年3月までに取らなければいけないということになるかと思うのですが、実際、働きながらもう一方の資格を取るというのは、これは本当に大変なことになるわけで、国の方では特例制度ということで、軽減措置というか、そういうものを今回設けているわけですが、その制度の概要について確認させていただけますか。

子ども・子育て支援制度準備担当課長

制度の概要でございますけれども、新たな幼保連携型認定こども園に円滑に移行を進めるために、委員のお話にありましてとおり、この制度、制度移行後5年間は経過措置があります。

まず、一つ目の経過措置としては、幼稚園教諭の免許、または保育士の資格のいずれかを有していれば、その5年間は保育教諭として仕事をすることができます。それが一つ目の特例なんですが、もう一つ、この経過措置期間中に保育所または幼稚園での実務経験がある場合には、もう一方の免許・資格を取るのに必要

な単位数を軽減して、免許・資格の併有を促進する、いわゆる免許併有の特例制度というのがあります。

この特例制度によって、幼稚園の免許か保育士の資格のいずれかの資格をお持ちの方で、なおかつ保育所、幼稚園で3年かつ4,320時間以上の実務経験のある場合には、通常、保育士が幼稚園免許を取る場合に1種免許ですと59単位、2種免許ですと39単位必要なところを、今回の特例で8単位を取得すればよいと、こういう特例を設けています。その特例講座というのを県内の大学で開設することを予定しております。

谷口委員

反対に、幼稚園の先生が保育士の資格を取る場合はいかがですか。

子ども・子育て支援制度準備担当課長

幼稚園の教諭が保育士資格を取得する場合には、通常、34単位必要なところを同様に8単位をとれば、取得することができます。

谷口委員

かなり負担が軽減されているとは思いますが、それでも働きながら8単位取るというのは大変なことだと思うんです。具体的に8単位取るために、何日ぐらい通ってどのくらいの費用が必要なのか、若しくは通信教育も活用できるかと思うんですけれども、その辺をお伺いできますか。

子ども・子育て支援制度準備担当課長

まず、8単位取ればよいというところなんですけれども、既に養成校に在学しているときに、その8単位のうちの幾つかを取ってれば、さらにそれを取らなくてよいとなりますので、8単位も必要ないと、かなり軽減された措置になると思います。

その上で、この間、やはり働きながら取るのは難しいと、なので国としてこの制度を進めていくのであれば、取りやすいように責任を持って特例講座を開設してほしいといった要望をしてみました。

そのときに国の方からも、県内各地で特例講座が開設されれば、通いやすいわけですから、そういったことについては配慮していきたいというようなことは、口頭では返事をいただいております。

今のところ、特例講座を受講する希望者の数を県の方で調査しておりまして、その数によって、特例講座を開設する大学がなるべく増えるように、開設を促しているところでございます。

谷口委員

分かればで結構なんですけど、単位を取得するために、何日ぐらい通わなければいけないんでしょうか。

次世代育成課長

通常、この8単位というのは、2単位の科目が4種類となっております。通常の大学で、前期、後期に分かれておりますと、2単位は週に1回の授業を半期受講すれば取得ができるということで、これを集中講座で実施する場合には、大体

月曜日から金曜日まで5日間ぐらい、丸一日、びっちり授業を受けると取れるというふうに、養成校の先生からは伺っています。正確かどうか分からないですけども、大体そんなイメージというふうに伺っております。

ですから、集中講義などですと、1週間通えばということで、比較的取りやすいだろうというふうなところが考えられます。

通信講座も、8月に全国的に制度が公表されまして、例えば、東京にございます玉川大学など、通信課程を持っているところでは、通信講座を始めております。そういった通信講座ですと、通信で教育を受けていただいて、スクーリングを数日受けていただくというような形になるというふうに伺っております。

谷口委員

あともう一つ、放送大学が講座を開設していると、聞いているんですが、そんな情報はありますか。

次世代育成課長

放送大学以外に、東京が中心でございますが、例えば東京の淑徳大学とか、通信課程を持っている大学で既に開設を予定されています。それで、先ほど担当課長から答弁させていただきましたように、まず県内の大学でも、どのぐらい受講者がいるかということが分からないと、講座を開設することについても踏み切れないということで、今月、県内の全幼稚園、保育所を対象に、本来は、幼稚園教諭と保育士の需給状況の調査なんですけど、そこに1問、この特例講座の対象になる方がどのくらい園にいらっしゃって、講座が開設されたら受講されるお気持ちがあるのかどうかというような項目を入れております。

その集計結果を県内の養成校にお示ししまして、このぐらい受講の可能性の方がいらっしゃるといことが分かると、検討も進んでまいらるだろうと、そんなことで私どもも開設を促していきたいと、そのように考えております。

谷口委員

分かりました。ちょっともう1点確認したいんですが、通学することも可能だし、通信教育、それから放送大学等も様々なオプションがあつて、かなり負担も軽減されてきているとは思いますが、例えばeラーニングのような形というのは、国は考えていないんですか。

次世代育成課長

私どもが保育士、幼稚園の養成校の教員の方から伺っているお話では、本来、五十余単位とか三十余単位必要な単位を8単位に軽減しているだけでも、大幅な軽減になるということで、eラーニングについては非常に難しい感触を得ております。

ただ、幼稚園教諭の方が保育士資格を取得するためには、もう一つ方法がございます。それは、保育士試験に科目合格をしていただくという方法でございます。保育士試験に1科目合格いたしますと、その合格が3年間有効ですので、必要な8単位に相当する4科目を一遍に取らなくても、順次取っていただいで、

それを取り終わった時点で御申請いただくと資格が取得できると。

保育士試験につきましては、毎年夏ごろに開催しているんですが、先ほど資料の説明でも触れさせていただいておりますが、私ども保育士試験の準備講座を来年1月から3月に開催することにしておりまして、この御案内につきましても、アンケート調査と一緒に、全幼稚園に送付させていただいたところでございますので、そういった道も御検討いただければということで考えております。

谷口委員

いずれにしても、幼稚園の園長はじめ、幼稚園の方は、実際認定こども園に移って、5年のうちに働いていらっしゃる先生方に資格を取っていただけないと、働いていただくことができないというところで、非常に不安に思われていますので、是非現場の意見をしっかり吸い上げながら、国に言うべきことはしっかりと行っていただきたいということをお願いして、質問を終わります。